

(参考) 消費税率引上げ分の活用について

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分（令和5年度本市見込額 1,757,911 千円）については、その額を社会保障施策に要する経費に充当する。
- 具体的には、「社会福祉」「社会保険」及び「保健衛生」に関する施策に充当する。

(単位：千円)

事項及び事業名		事業費	一般財源活用額
社会福祉	生活保護法定扶助事業費	4,227,536	355,759
	障がい者自立支援給付等事業費	2,476,552	222,984
	保育所子ども・子育て支援事業費	2,730,656	245,520
	幼稚園子ども・子育て支援事業費	928,759	94,485
	私設保育施設助成事業費	10,955	1,823
社会保険	介護保険事業特別会計繰出金	1,634,843	554,354
	国民健康保険事業特別会計繰出金	342,034	115,979
	後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	57,816	19,605
保健衛生	予防接種事業費	76,608	23,669
	子どもの予防接種事業費	266,658	90,420
	がん検診事業費	102,015	33,313
合計		12,854,432	1,757,911